

◎新潟県告示第745号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和5年6月20日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
通所介護	なかじょうデイサービスセンター舟入	新潟県新発田市舟入町3丁目13番2号	有限会社オフィス 中條	令和5年6月1日
訪問看護 介護予防訪問看護	はびなす訪問看護ステーション	新潟県加茂市矢立1-13	はびなす株式会社	令和5年6月1日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	見附福祉会福祉用具センター	新潟県見附市学校町2丁目13番31号	社会福祉法人見附福祉会	令和5年6月1日
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	見附福祉会福祉用具センター	新潟県見附市学校町2丁目13番31号	社会福祉法人見附福祉会	令和5年6月1日